

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

和歌山労働局一般公示第53号

和歌山地方最低賃金審議会は、和歌山県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、和歌山県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年7月29日までに、和歌山地方最低賃金審議会（和歌山市黒田二丁目3番3号和歌山労働局労働基準部賃金室内）宛て持参又は郵送で提出されたい。

令和7年7月15日

和歌山労働局長 中山 始